

特別養護老人ホーム 敬愛ホーム ～重要事項説明書～

2021.4

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人敬愛会
- (2) 所在地 東京都立川市幸町4-52-1
- (3) 電話番号 042-536-3912
- (4) 代表者 理事長 青木 澄雄
- (5) 設立年月 昭和46年9月1日

2. 施設の概要

(1) 施設の種類

指定介護老人福祉施設

(2) 事業の目的

当施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことによりご利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるようにすることをめざします。

(3) 運営の方針

施設は、施設サービス計画に基づき可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指します。

- ② 施設の指定短期入所生活介護事業所は、利用者が可能な限りその居宅介護支援事業所において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。
- ③ 施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定介護福祉施設サービスを提供するよう努めます。
- ④ 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- ⑤ 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。（令和6年3月31日までは努力義務の経過措置）
- ⑥ 施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとします。

(3) 事業者情報

名 称	特別養護老人ホーム 敬愛ホーム
所 在 地	立川市上砂町2-14-1
開設年月日	平成10年4月1日
事業所番号	1 3 7 3 0 0 0 2 6 2
施 設 長	深 澤 英 輝
定 員	30名
電 話 番 号	042-537-5637
そ の 他	短期入所者生活介護併設、生活保護法適用施設

(4) 設備等の概要

当施設では、以下の居室・設備をご用意しています。

設備	個数	備考	
居室	8部屋	洗面台	あり 4人部屋、コール
食堂	1カ所	食事の場所 (食堂・居室)	
浴室	1カ所	機械浴	あり 個浴、脱衣室
トイレ	10カ所	各居室、共同トイレ2カ所	
機能訓練室	2カ所	パワーリハビリ室	
医務室	1カ所		
静養室	1カ所		
消防設備	消火器・消火栓・自動火災報知設備・スプリンクラー 自家発電機等		

3. 職員の配置状況

ご利用者に対してサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

《主な職員の配置状況》※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

従業者の職種	常勤	非常勤	兼務	従業者の職種	常勤	非常勤	兼務
施設長	1人	-	あり	栄養士	1人	0人	あり
医師	0人	1人	-	機能訓練指導員	1人	0人	あり
生活相談員	1人	0人	あり	調理員	2人	0人	-
介護支援専門員	1人	0人	あり	事務職員	0人	2人	あり
介護職員	3人	6人	-	宿直員	0人	2人	あり
看護職員	1人	0人	-				

4. サービス内容

ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

(1) 施設サービス計画の立案

(2) 食事

身体状況に応じた食事を提供し、食事の時間、場所はご利用者の希望に応じます。

(基本) 朝食：7：30～ 昼食：12：00～ 夕食：18：00～

(3) 入浴

週2回の入浴を実施します。体調等によって清拭となる場合があります。

(4) 介護

食事介助、更衣介助、排泄介助、体位変換、移動介助、相談等の精神的ケア

(5) 機能訓練

機能訓練室にて入所者の状況に応じて機能訓練を実施します。

(6) 健康管理

定期健康診断、健康チェック（血圧、体温）、嘱託医師による回診（週1回）

医療が必要と判断された場合は速やかに医療機関に通院又は入院して頂きます。

緊急時は医療機関に責任を持って引き継ぎます。

(7) 生活援助

寝たきり防止のためできる限り離床に配慮します。

生活リズムを考え、毎朝夕の更衣を行うよう、配慮します。

清潔な寝具を提供します。（リネン交換を週1回実施、必要な場合はその都度実施）

(8) 相談援助サービス

(9) 行政手続代行

(10) その他

※ これらのサービスの中には、ご利用者の方から基本料金とは別に利用料金を頂くものもありますのでご相談ください。

5. サービス利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該介護老人福祉施設のサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

(1) 介護費（介護報酬告示額）

① 基本介護費

② 加算

※ 「重要事項説明書（別紙：介護費）」参照

(2) 「食費」及び「居住費」（1日契約）

① 費用…「重要事項説明書（別紙：介護費）」参照

② 介護保険負担限度額認定

介護負担限度額認定証の発行を受けている方は、記載されている居住費・食費の額とします。

第1段階：市民税非課税世帯の老齢年金受給者や生活保護受給者

第2段階：市民税非課税世帯であって、課税年金額と合計所得金額の合計が80万円以下

第3段階：市年税非課税世帯であって、第1、第2段階以外

第4段階：市民税課税世帯の方

③ 入院や外泊期間中の料金について

ご利用者が、入院あるいは外泊等で、施設の居室を利用しない場合は、介護保険の「負担限度額」に関係なく、4段階の居住費としてご負担いただきます。ただし、短期入居者が当該空室を利用した場合は、居住費は発生しません。

(3) 運営基準（厚生省令）で定められた「その他の費用」（全額、自己負担）

・ 嗜好品代（希望者）	220 円／日
・ 事務手数料	1,500 円／月
・ 理美容代	1,500 円／回
・ 医療費、薬代	実費
・ レクリエーション材料費等（個人使用の場合）	実費
・ 行政手続き代行（交通費等）	実費
・ その他、個人的購入における費用等	実費

6. サービス利用料金の支払い

前項6.の料金・費用は、1ヵ月ごとに計算して請求いたします。翌月末までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア. 金融機関口座からの振り替え（基本）
イ. 下記指定口座への振り込み
多摩信用金庫 砂川支店 普通口座 0344796
社会福祉法人敬愛会 理事 青木 澄雄

7. サービス利用にあたっての留意事項

- ① 施設内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- ② 外出を希望する場合は、所定の手続により届けることとします。
- ③ 他のご利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- ④ 施設内での他のご利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

8. 利用者の尊厳

ご利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

9. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合、速やかに主治医や協力

医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

10. 事故発生時の対応

事故の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じます。

- ① サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、東京都、立川市および関係医療機関等への連絡を行うなど、必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。
- ② 事故防止のための指針を整備し、委員会の定期的開催、事故の集計、分析、再発防止策を検討します。また、職員研修を定期的実施し、安全管理に努めていきます。

安全対策管理責任者： 深澤 英輝

11. 入院時の対応

- ① ご利用者が入院することになり、入院後明らかに3ヵ月以内に退院すると見込まれる場合は、ご利用者及びご家族の希望などを考慮し、必要に応じて適切な便宜を図ります。また、やむを得ない事情がある場合を除いて、退院後は当施設に入居することができる体制を整えます。
- ② ご利用者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、ご利用者及び家族の同意を得て、短期入所生活介護の居室に利用することがあります。なお、この期間の家賃等の経費についてはご利用者ではなく、短期入所生活介護の利用者が負担するものとします。

11. 終末期への対応

医師が終末期にあると判断したご利用者に対し、本人もしくは代理人の同意において、その心身の苦痛・苦悩をできるだけ緩和し、死に至るまでの期間、その方の尊厳に十分配慮しながら、満足して生活ができることを目的として、終末期の介護を行っていきます。（別紙「看取りに関する指針」参照）

12. 高齢者虐待防止対策

- (1) 虐待の発生及び再発を防止するため、下記に掲げる措置を講じます。
 - ① 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会（テレビ電話装置等の活用含む）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知します。
 - ② 虐待の防止のための指針を整備します。
 - ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- (2) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

虐待防止対策担当： 深澤 英輝

13. 身体拘束の禁止

身体拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じます。

- ① 原則として、ご利用者の自由を制限するような身体拘束を行いません。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前にご利用者及びそのご家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際のご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。
- ② 身体拘束等の適正化を図るための指針を整備し、委員会の開催、職員研修を定期的実施していきます。

身体拘束等適正化対策担当： 深澤 英輝

14. 秘密の保持と個人情報の保護について

- (1) ご利用者及びそのご家族に関する秘密の保持について
当施設はサービスを提供する上で知り得たご利用者及びご家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
- (2) 個人情報の使用・提供に関する注意事項について

当施設は、前項に規定にかかわらず、ご利用者及びご家族の以下のために、必要最小限の範囲内で使用、提供または収集します。

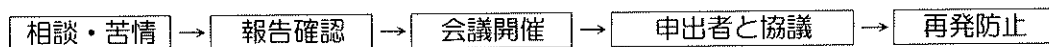
- ① ご利用者に関わる施設サービス計画の立案や円滑なサービス提供のために実施されるサービス担当者会議での情報提供
- ② 介護支援専門員や関係機関との連絡調整
- ③ ご利用者が医療サービスの利用を希望している場合及び主治医の意見を求める必要がある場合
- ④ ご利用者の容態の変化にともない、緊急連絡を必要とする場合

15. サービス内容に関する相談・苦情の受付について

(1) 相談・苦情の受付

ご相談や苦情は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情相談受付窓口（担当者） 深澤 英輝
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日（9：00～18：00）
- 受付連絡先 042-537-5637



(2) 苦情解決第三者委員

氏名	田路 至弘（とうじ よしひろ）＜弁護士＞
電話	03-3241-6436

(3) 行政機関その他苦情受付

立川市福祉保健部 介護保険課	所在地 立川市泉町1156-9 電話 042-523-2111
-------------------	------------------------------------

(4) 公的団体の窓口

東京都国民健康保険団体連合会 介護相談指導課 介護相談窓口	所在地 千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館 電話 03-6238-0177
東京都社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会（事務局）	所在地 千代田区神田駿河台1-8-11 東京YWCA会館3階 電話 03-5283-7020（専用電話）

16. 協力医療機関、バックアップ施設

ご利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

- 独立行政法人国立病院機構 災害医療センター
所在地 東京都立川市緑町3256番地
電話 042-526-5511
- 砂川医院
所在地 立川市上砂町4-22-1
電話 042-536-2734
- 山下歯科診療所
所在地 立川市幸町2-23-8
電話 042-534-0188
- 特別養護老人ホーム ほゝえみ
所在地 立川市上砂町2-3-10
電話 042-537-7005

17. 非常災害対策

非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、ご利用者及び従業者に対し周知徹底を図るため、避難、その他必要な訓練等を実施します。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとします。

(1) 連携体制

- 消防署：立川消防署砂川出張所 住所：立川市砂川町3丁目43-4
電話：042-535-0119
- 自治会：二番組自治会、大山団地自治会
 - ・ 防災時の対応 防火管理体制により対応します。
 - ・ 防災設備 年2回設備点検実施

・防災訓練 年2回実施

○防火管理者： 深澤 英輝

18. 衛生管理

- (1) 施設は、ご利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行うこととします。
- (2) 施設において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとします。
 - ① 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用含む）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
 - ② 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
 - ③ 施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。
 - ④ 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

21. 業務継続に向けた取組の強化

- (1) 施設は、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者が継続して指定介護福祉施設サービスの提供を受けられるよう、事業継続計画を策定するとともに、当該事業継続計画に従い、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施するものとする。
- (2) 施設は、定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行うものとします。

（令和6年3月31日までは努力義務の経過措置）

19. 電磁的記録等による同意と保存

- ① 書類（契約書や重要事項説明書、サービス計画書等）の説明・同意について署名、押印を求めないことも可能とします。説明の上、同意頂いた場合は電磁的記録（メール・WEB・オンライン等）の記録を行い同意を得たものとします。
- ② 電磁的記録等については契約終了後5年間保管します。

20. 損害賠償について

当施設において、施設の責任によりご利用者に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められた場合、ご利用者のおかれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

21. その他運営に関する留意事項

- ① 施設は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとします。また、従業者の資質向上のために研修の機会を設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備します。（令和6年3月31日までは努力義務の経過措置）
- ② 施設は、適切な指定介護老人福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

【同意書】

令和 年 月 日

指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

<事業者> 所在地 立川市上砂町2-14-1
事業所名 特別養護老人ホーム 敬愛ホーム
説明者 川越 悟 印

私は、本書面に基づいて施設から重要事項の説明を受け、指定介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

<利用者> 住所
氏名 印

<代理人> 住所
氏名 印

【その他確認欄】 嗜好品（おやつ、飲み物等の飲食物）：220円/日 について

希望する 希望しない

(1) 基本介護費（介護報酬告示額）

2021.4

状態区分	単位数/（日）	1割自己負担	2割自己負担	3割自己負担
要介護1	675 単位	712 円/日 21,344 円/月	1,423 円/日 42,687 円/月	2,135 円/日 64,031 円/月
要介護2	741 単位	781 円/日 23,431 円/月	1,562 円/日 46,861 円/月	2,343 円/日 70,292 円/月
要介護3	812 単位	856 円/日 25,676 円/月	1,712 円/日 51,351 円/月	2,568 円/日 77,027 円/月
要介護4	878 単位	926 円/日 27,763 円/月	1,851 円/日 55,525 円/月	2,777 円/日 83,287 円/月
要介護5	942 単位	993 円/日 29,786 円/月	1,986 円/日 59,572 円/月	2,979 円/日 89,358 円/月

※月額額は30日分で計算されたものとなります。

(2) 加算・減算

加算種類	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
初期加算	30 単位/日	32 円/日	64 円/日	95 円/日
日常生活継続支援加算	36 単位/日	38 円/日	76 円/日	114 円/日
看護体制加算Ⅰ	4 単位/日	5 円/日	9 円/日	13 円/日
看護体制加算Ⅱ	8 単位/日	9 円/日	17 円/日	26 円/日
夜勤職員配置加算Ⅰ□	13 単位/日	14 円/日	28 円/日	42 円/日
夜勤職員配置加算Ⅲ□	16 単位/日	17 円/日	34 円/日	51 円/日
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100 単位/月	106 円/月	211 円/月	317 円/月
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200 単位/月	211 円/月	422 円/月	633 円/月
個別機能訓練加算（Ⅰ）	12 単位/日	13 円/日	26 円/日	38 円/日
個別機能訓練加算（Ⅱ）	20 単位/日	21 円/日	42 円/日	63 円/日
若年性認知症受入加算	120 単位/日	127 円/日	253 円/日	380 円/日
常勤医師配置加算	25 単位/日	27 円/日	53 円/日	79 円/日
精神科医療養指導加算	5 単位/日	6 円/日	11 円/日	16 円/日
障害者生活支援体制加算Ⅰ	26 単位/日	28 円/日	55 円/日	83 円/日
障害者生活支援体制加算Ⅱ	41 単位/日	44 円/日	87 円/日	130 円/日
外泊時費用	246 単位/日	260 円/日	519 円/日	778 円/日
外泊時在宅サービス利用費用	560 単位/日	591 円/日	1,181 円/日	1,771 円/日
退所前後訪問相談援助加算	460 単位/回	485 円/回	970 円/回	1,455 円/回
退所時相談援助加算	400 単位/回	422 円/回	844 円/回	1,265 円/回
退所前連携加算	500 単位/回	527 円/回	1,054 円/回	1,581 円/回
再入所時栄養連携加算	200 単位/回	211 円/回	422 円/回	633 円/回
栄養マネジメント強化加算	11 単位/日	12 円/日	23 円/日	35 円/日
経口移行加算	28 単位/日	30 円/日	59 円/日	89 円/日
経口維持加算Ⅰ	400 単位/月	422 円/月	844 円/月	1,265 円/月
経口維持加算Ⅱ	100 単位/月	106 円/月	211 円/月	317 円/月
口腔衛生管理加算（Ⅰ）	90 単位/月	95 円/月	190 円/月	285 円/月
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	110 単位/月	116 円/月	232 円/月	348 円/月
療養食加算	6 単位/回	7 円/回	13 円/回	19 円/回
配置医師緊急時対応加算	650 単位/回	686 円/回	1,371 円/回	2,056 円/回
	1,300 単位/回	1,371 円/回	2,741 円/回	4,111 円/回
自立支援促進加算	300 単位/月	317 円/月	633 円/月	949 円/月
ADL維持等加算（Ⅰ）	30 単位/月	0 円/月	0 円/月	0 円/月
ADL維持等加算（Ⅱ）	60 単位/月	0 円/月	0 円/月	0 円/月
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	40 単位/月	43 円/月	85 円/月	127 円/月
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	60 単位/月	64 円/月	127 円/月	190 円/月
	（死亡日以前31～45日）	72 単位/日	76 円/日	152 円/日

看取り介護加算Ⅰ	(死亡日以前4～30日)	144 単位/日	152 円/日	304 円/日	456 円/日
	(死亡日前日及び前々日)	680 単位/日	717 円/日	1,434 円/日	2,151 円/日
	(死亡日)	1,280 単位/日	1,350 円/日	2,699 円/日	4,048 円/日
看取り介護加算Ⅱ	(死亡日以前31～45日)	72 単位/日	76 円/日	152 円/日	228 円/日
	(死亡日以前4～30日)	144 単位/日	152 円/月	304 円/月	456 円/月
	(死亡日前日及び前々日)	780 単位/日	823 円/月	1,645 円/月	2,467 円/月
	(死亡日)	1,580 単位/日	1,666 円/日	3,331 円/日	4,996 円/日
在宅復帰支援機能加算		10 単位/日	11 円/日	21 円/日	32 円/日
在宅・入所相互利用加算		40 単位/日	43 円/日	85 円/日	127 円/日
認知症専門ケア加算Ⅰ		3 単位/日	4 円/日	7 円/日	10 円/日
認知症専門ケア加算Ⅱ		4 単位/日	5 円/日	9 円/日	13 円/日
認知症行動・心理症状緊急対応加算		200 単位/日	211 円/日	422 円/日	633 円/日
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)		3 単位/月	4 円/月	7 円/月	10 円/月
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)		13 単位/月	14 円/月	28 円/月	42 円/月
排せつ支援加算(Ⅰ)		10 単位/月	11 円/月	21 円/月	32 円/月
排せつ支援加算(Ⅱ)		15 単位/月	16 円/月	32 円/月	48 円/月
排せつ支援加算(Ⅲ)		20 単位/月	21 円/月	42 円/月	63 円/月
安全対策体制加算		20 単位/回	21 円/回	42 円/回	63 円/回
サービス提供体制加算Ⅰ		22 単位/日	24 円/日	47 円/日	70 円/日
サービス提供体制加算Ⅱ		18 単位/日	19 円/日	38 円/日	57 円/日
サービス提供体制加算Ⅲ		6 単位/日	7 円/日	13 円/日	19 円/日
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	基本単位数と各種加算の(特定処遇改善加算除く)合計総単位数に				8.3% を乗じた単位数
特定処遇改善加算(Ⅰ)	基本単位数と各種加算(現行処遇改善加算除く)の合計総単位数に				2.7% を乗じた単位数
特定処遇改善加算(Ⅱ)	基本単位数と各種加算(現行処遇改善加算除く)の合計総単位数に				2.3% を乗じた単位数
身体拘束廃止未実施減算		基本単位数の【10%/日】減算			
栄養ケア・マネジメントの未実施減算		-14 単位/日	-15 円/日	-30 円/日	-45 円/日
安全対策体制未実施減算		-5 単位/日	-6 円/日	-11 円/日	-16 円/日

※介護報酬1単位あたりの単価： 10.54円 (地域区分：4級地)

* 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、全てのサービスについて、指定期間までの間、基本報酬に0.1%上乗せする

(3) 食費・居住費

	居住費	食費
第1段階	0 円/日	300 円/日
第2段階	370 円/日	390 円/日
第3段階	370 円/日	650 円/日
第4段階 (非該当)	855 円/日	1,392 円/日

※ 食費は1日契約となります。
(1日3食召し上がられない場合でも1日分の費用となります)

令和 年 月 日

施設サービスの費用についての本書面、重要事項別紙の説明し、交付しました。

<事業者> 所在地 東京都立川市上砂町2-14-1
事業所名 特別養護老人ホーム 敬愛ホーム
説明者 川越 悟 印

私は本書面により、事業者から施設サービスの費用についての重要事項説明を受け同意しました。

<利用者> 住所
氏名 印

<代理人> 住所
氏名 印